

議 第 8 号

健康保険証の廃止の延期を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
厚生労働大臣  
デ ジ タ ル 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

いわゆる「マイナ保険証」は、患者の服用する薬剤や診療データを活用したより良い医療の提供等を目指し、本人の申請に基づいて、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みであり、政府は、マイナンバーカードに登録されたデータ等の総点検を終え、本年12月2日をもって健康保険証を廃止し、マイナ保険証への移行を進めることを決定した。

しかしながら、マイナ保険証の運用をめぐるのは、情報の誤登録等により、10割負担の医療費が請求される事態のほか、医療機関の窓口でのトラブル等が続いており、高齢者等の申請手続に困難を抱える人及び認証端末の操作方法等に不安を覚える方も多い。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要な課題であることから、マイナ保険証に関連するトラブル等の防止対策及び移行に対する支援のほか、その仕組み及び利点に関する丁寧な説明等を通じて国民の不安を払拭することで、マイナ保険証への円滑な移行を図る必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、誰一人取り残されない社会のデジタル化を推進するため、マイナ保険証に関連した誤登録等を防止する措置の強化、高齢者等に対する申請手続への支援等の施策を講ずることにより、その安定的な運用に向けた万全の体制が整うまでの間は、健康保険証の廃止を延期するよう強く要請する。